

佐賀県告示第二百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年八月二十八日から平成二十四年九月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月二十八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区	間
山崎町切線 県道	唐津市相知町大字田頭字岸ノ 下二一四番一地从先から	唐津市相知町大字田頭字岸ノ 下二一四番一地从先から
	唐津市相知町大字田頭字岸ノ 下二一四番一地从先から 唐津市相知町大字田頭字岸ノ 下二一四番一地从先から	唐津市相知町大字田頭字岸ノ 下二一四番一地从先から
	前	後
	一三・〇	三七・四
	一七・〇	一三・〇
	七六・七	七六・七
	メートル	メートル
	延長	延長
	メートル	メートル